

富山市避難行動要支援者支援制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、避難行動要支援者が災害時において、地域で支援を受けられるような仕組みを整備することにより、誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「避難行動要支援者」とは、富山市地域防災計画に定める者をいう。

2 この要綱において「避難支援等関係者」とは、富山市地域防災計画に定める者をいう。

3 この要綱において「地域支援者」とは、避難行動要支援者に対し、災害情報の伝達、避難の誘導、又は安否確認等を行う者をいう。

（市の責務）

第3条 市長は、この要綱に定める制度の啓発を図るとともに、災害時のみならず、災害発生以前においても地域の主体的な取り組みが行われるよう、必要な措置を講じるものとする。

（避難支援等関係者による支援）

第4条 避難支援等関係者は、避難行動要支援者名簿の情報を活用して避難行動要支援者に対し、災害情報の伝達、避難の誘導等の災害時における行動支援等を行うものとする。但し、避難支援等関係者は、避難行動要支援者の避難誘導等に関して、その責任を負うものではない。

（地域支援者による支援）

第5条 地域支援者は、避難行動要支援者に対し、災害情報の伝達、避難の誘導等の災害時における行動支援等を行うものとする。但し、地域支援者は、避難行動要支援者の避難誘導等に関して、その責任を負うものではない。

（民生委員による支援）

第6条 民生委員は、日常活動を通じて幅広く避難行動要支援者に関する情報の収集に努めるとともに、避難行動要支援者に対して、必要な情報の提供を行うものとする。

(登録)

第7条 避難行動要支援者のうち、避難支援等を希望する者であって、避難支援等に必要な個人情報の提供に同意する者は、「避難行動要支援者支援制度・登録申請書（兼避難行動要支援者名簿に関する個人情報の提供についての同意書）」（第1号様式。以下「申請書兼同意書」という。）に必要な事項を記載して、市長に提出するものとする。この場合において、避難行動要支援者は、あらかじめ地域支援者の指定をして申請をするときは、その者の同意を得なければならない。

2 市長は、申請書の提出を受けたときは、速やかに「避難行動要支援者名簿（支援制度登録者）」（以下「名簿」という。）に登録を行うものとする。

3 名簿は、市の関係機関及び避難支援等関係者において共有する。

(外部への情報提供の同意)

第8条 前条第1項の申請を行う者及び地域支援者は、名簿に記載された事項を避難支援等関係者に情報提供することについて、同意するものとする。

(変更)

第9条 避難行動要支援者は、申請書に記載された内容に変更が生じた場合は、速やかに市長に届け出るものとする。

(守秘義務の確保)

第10条 市長は、名簿に記載された事項を避難支援等関係者に提供する際は、当該避難支援等関係者とあらかじめ覚書の締結等を行い、守秘義務の確保を図るものとする。

2 市長は、前項による覚書の締結等を行ったときは、必要な範囲内の情報を提供するものとする。

(提供情報の保護)

第11条 名簿に記載された事項に関する情報を提供された避難支援等関係者は、その管理に関し、次の各号に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられることを留意の上、名簿情報を取り扱うこと
- (2) 名簿の保管については、施錠可能な場所や、関係者以外が容易に見ることができない場所に保管するなど、厳重かつ個人情報に配慮した保管をすること
- (3) 名簿を必要以上に複製しないこと
- (4) 名簿情報を、避難行動要支援者の避難支援等以外の目的で利用しないこと
- (5) 名簿情報は、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿の提供を受けた団体及び組織のうち、避難支援等の実施に携わる者にのみ提供すること

- (6) 名簿情報を、第三者には提供しないこと。ただし、災害発生時に、避難行動要支援者の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるときはこの限りではない。
- 2 市長は、個人情報の保護に関して、名簿の情報を提供された者に対し、必要に応じ指示又は調査を行うことができる。
- 3 市長は、第1項各号に掲げる事項のいずれかが順守されないと判断したときは、提供した情報を返還させることができる。

(取消)

第12条 市長は、避難行動要支援者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、登録を取消することができる。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 市外に転出したとき。
- (3) 入院若しくは入所などにより自宅に戻れる見通しが立たないとき。
- (4) 親族との同居等により、地域支援を要しないと認められるとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、避難行動要支援者に該当しないと判断されるとき。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月19日から施行する。

この要綱は、平成24年12月19日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。